

犯罪の被害にあわれた方へ

～新潟市犯罪被害者等見舞金のご案内～

犯罪被害の状況に応じて見舞金を支給します。

※令和3年4月1日以降に発生した犯罪行為による被害が対象です。

| 見舞金の種類 | 金額 | 対象者 |
|--------|------|----------------------|
| 遺族見舞金 | 30万円 | 犯罪行為により亡くなられた方のご遺族※1 |
| 重傷病見舞金 | 10万円 | 犯罪行為により重傷病※2を負われた方 |

※1 配偶者（事実婚関係や本市の「パートナーシップ宣誓制度」に基づきパートナーシップを形成していた方を含む）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※2 療養期間が1か月以上、かつ、
【身体的な負傷・疾病の場合】通算3日以上入院
【精神疾患の場合】通算3日以上労務に服することができない と医師に診断されたもの

対象となる犯罪

人の生命または身体を害する罪に当たる行為、かつ、警察に被害が認知された犯罪行為

住所要件

犯罪発生時に県内に住所があり、かつ、申請時に市内に住所があること

申請期限

犯罪発生から原則1年以内
※やむを得ない理由が認められる場合は、その理由がなくなった日から6か月以内

詳しくはお問い合わせください

新潟市 市民生活課 安心・安全推進室

電話：025-226-1113 Eメール：shiminseikatsu@city.niigata.lg.jp

見舞金制度の主なQ & A

Q 対象となる「犯罪行為」は具体的にどのようなものですか

日本国内において発生したもので、主な犯罪行為として、殺人、強盗致傷、傷害、強制わいせつなどが想定されます。

なお、過失による行為は対象外のため、交通事故は一部（危険運転致死傷等）を除き含まれません。

Q 遺族見舞金の支給対象となる遺族が複数人いる場合はどうなりますか

遺族見舞金は第1順位のご遺族に対して支給されます。

【遺族の範囲及び順位】※（）内の数字は支給を受けられる遺族の順位

1（1）配偶者

（事実婚関係や本市の「パートナーシップ宣誓制度」に基づきパートナーシップを形成していた方を含む）

2 犯罪被害者の収入により生計を維持していた

（2）子、（3）父母、（4）孫、

（5）祖父母、（6）兄弟姉妹

3 2に該当しない

（7）子、（8）父母、（9）孫、

（10）祖父母、（11）兄弟姉妹

Q 見舞金支給の対象外となる場合はありますか

ご遺族や犯罪被害に遭われた方が以下に該当する場合は対象外となります。

・他の地方公共団体から見舞金と同種の支給を受けているとき

・加害者と親族関係（事実婚関係等を含む）にあったとき

※親族関係が破綻していたなど、特段の理由がある場合を除く

・犯罪行為を誘発したときや、その責めに帰すべき行為があったとき

・暴力団員や暴力団関係者であったとき

・その他の事情から判断し、社会通念上適切でない認められるとき

新潟市ホームページもご覧ください

新潟市 犯罪被害者等見舞金

検索



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョuttoちゃん」